

岡山大学受託研究取扱規程

〔平成16年4月1日〕
岡大規程第38号

改正 平成17年3月24日規程第2号
平成18年3月9日規程第36号
平成19年3月30日規程第54号
平成23年3月31日規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山大学（以下「本学」という。）において民間等外部の機関（以下「委託者」という。）からの委託を受けて行う研究でこれに要する経費を委託者が負担するもの（以下「受託研究」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「部局」とは、国立大学法人岡山大学の人事に関する権限の委任等に関する規程（平成16年岡大規程第57号）第2条に規定する部局をいう。

2 この規程において「部局長」とは、前項の部局の長をいう。

3 この規程において「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
- 二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
- 三 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利
- 四 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、委託者と協議の上、特に指定するもの

(受入れの基準)

第3条 受託研究の受入れの基準は、次のとおりとする。

- 一 受託研究が、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項第3号に定める業務に該当していること。
- 二 受託研究が、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないこと。

(受入れの条件)

第4条 受託研究の受入れに当たっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- 一 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできない。ただし、委託者から中止の申し出があった場合には、委託者と協議の上、決定する。
- 二 受託研究による発明等に係る知的財産権は、原則として本学が所有する。
- 三 本学と委託者との間に別段の合意がある場合を除き、受託研究に要する経費により

取得した設備等は、本学の所有とする。

四 本学は、受託研究の遂行上必要な場合には、受託研究に要する経費のほか、委託者からその所有に係る設備を受け入れることができるものとする。

五 委託者は、受託研究に要する経費を、原則として当該受託研究の開始前に本学に納入するものとする。ただし、委託者は、受託研究契約時の本学との協議により、当該受託研究の開始後に納入することができる。

(受入れの経費)

第5条 受託研究を受け入れるに当たって委託者が負担する額（以下「研究経費」という。）は、謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費、設備費等の当該受託研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び当該受託研究遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）の合算額とする。この場合において、間接経費は、直接経費の30%に相当する額を標準とする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、30%に相当する額と異なる額とすることができる。

一 委託者が国（再委託を含む。）であって、間接経費が措置されていない場合

二 国等からの補助金又は競争的資金等による受託研究（再委託を含む。）であって、当該補助金等の制度で間接経費の率又は額が定められている場合

三 委託者が特殊法人、認可法人、独立行政法人、地方公共団体又は国立大学法人（再委託を含む。）であって、財政等の事情で間接経費を措置できない場合

四 その他学長が特に認めた場合

(申込み)

第6条 学長は、受託研究の申込みをしようとする者があるときは、当該者に所定の受託研究申込書を提出させるものとする。

2 学長は、前項の申込みを受理した場合は、部局長にその旨通知するものとする。

(受入れの決定等)

第7条 学長は、前条の規定により申込みのあった受託研究が第3条に規定する受入れの基準を満たしていると認める場合は、受託研究の受入れを決定するものとする。

2 学長は、前項の場合において、申込みの内容について審議を要すると認めた場合は、事前に該当する部局長と協議するものとする。

3 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、委託者にその旨通知するものとする。

4 学長は、津島地区以外の部局（以下「隔地の部局」という。）に係る受託研究の受入れの決定を、当該部局長へ委任するものとする。

5 部局長は、前項の規定により受託研究の受入れを決定した場合は、学長にその旨通知するものとする。

(契約の締結)

第8条 学長は、受託研究の受入れを決定したとき及び前条第5項に規定する通知を受けたときは、速やかに所定の受託研究契約書を標準として契約を締結する。

(研究の中止又は期間の延長)

第9条 研究担当者は、研究遂行上やむを得ない事由により、当該受託研究を中止し、又は研究期間を延長する必要があるときは、直ちに学長に申し出て、その指示を受けるものとする。

2 学長は、前項に規定する申出があった場合において、その申出が受託研究の遂行上やむを得ないと認めたときは、委託者と協議の上、受託研究の中止又はその期間の延長を決定するものとする。

(研究の完了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第10条 受託研究を完了し、又は前条の規定により受託研究を中止した場合において、

第5条の規定により納入された研究経費の額に不用が生じ、委託者から不用となった額の返還請求があったときは、返還するものとする。ただし、委託者からの申し出により中止する場合には、原則として研究経費は返還しないものとする。

2 研究期間の延長により納入された研究経費に不足が生じる恐れがある場合は、研究経費の負担について委託者と協議するものとする。

3 受託研究を完了し、又は中止したときは、第4条第1項第4号の規定により委託者から受け入れた設備を受託研究を完了し、又は中止した時点の状態でご委託者に返還するものとする。

(特許権等の実施)

第11条 学長は、受託研究の結果生じた発明につき、本学が承継した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権(以下「特許権等」という。)を委託者又は委託者の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。ただし、本学の財産の運用であることを留意し、公共性・公平性を著しく損なわないことなどについて考慮し、必要に応じて更新することができる。

2 前項に規定する場合において、委託者又は委託者の指定する者が当該特許権等を優先的実施の期間中、一定期間(学長と委託者が協議して定めた期間)を超えて、正当な理由なく実施しないときは、学長は、委託者及び委託者の指定する者以外の者に対し、委託者又は委託者の指定する者の意見を聴取の上、当該特許権等の実施を許諾することができる。

3 学長は、前2項の規定により、当該特許権等の実施を許諾したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

(実用新案権等の取扱い)

第12条 前条の規定は、受託研究の結果生じた考案に係る実用新案権及び実用新案登録を受ける権利について準用する。

(進行状況の把握及び研究成果報告書の作成等)

第13条 学長は、受託研究の進行状況の把握等を行うものとする。

2 研究担当者は、研究期間中、必要に応じて報告会を開催するなど、進行状況について報告を行うとともに、進行その他について委託者と協議するものとする。

3 研究担当者は、受託研究実施期間中に得られた研究成果について、報告書を取りまとめるものとする。

(研究成果の公表)

第14条 受託研究による研究成果は、公表を原則とすることとし、学長は、その公表の時期・方法について定める必要がある場合には、特許権等の取得の妨げにならない範囲において、委託者と協議の上、契約書等において適切に定めるものとする。

(秘密の保持)

第15条 学長及び委託者は、受託研究契約の締結に当たり、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とする旨、定めることができるものとする。

(隔地の部局における受託研究)

第16条 学長が、第7条第4項の規定により、該当する部局長へ受入れの決定を委任した場合は、第6条第1項、第7条第1項及び第3項、第9条並びに第13条第1項中「学長」とあるのは「部局長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則
この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

岡山大学「部局長」 殿

住 所

名 称

代表者名

㊟

国立大学法人岡山大学受託研究取扱規程を遵守の上、下記のとおり受託研究を申し込みます。

記

1 研 究 題 目

2 研究目的及び内容

3 研究に要する経費 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
（うち直接経費 円）
（うち間接経費 円）

4 研 究 期 間

5 希望する研究担当者

6 研究用資材・器具等の提供

7 そ の 他

平成 年 月 日

協 議 書

学 長 殿

部 局 長

下記の受託研究を受け入れたいので、国立大学法人岡山大学受託研究取扱規程第7条第2項の規定により協議します。

記

- 1 研究題目
- 2 研究担当者
- 3 研究期間
- 4 委託者
- 5 理由

受 託 研 究 契 約 書 (雛 形)

受託者国立大学法人岡山大学（以下「甲」という。）と委託者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の各条によって受託研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（用語の定義）

第 1 条 本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

一 「研究成果」とは、本契約に基づく受託研究によって得られたもので、研究成果報告書中で成果として確定された受託研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の創作的成果をいう。

二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）に規定する特許権、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に規定する意匠権、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 3 条第 1 項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第 3 条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

ハ 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

ニ イ、ロ又はハに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）

2 本契約において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。

3 本契約において、知的財産権の「実施」とは、特許法第 2 条第 3 項に定める行為、実用新案法第 2 条第 3 項に定める行為、意匠法第 2 条第 3 項に定める行為、商標法第 2 条第 3 項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 2 条第 3 項に定める行為、種苗法第 2 条第 4 項に定める行為、著作権法第 2 条第 1 項第 15 号及び同項第 19 号

に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

- 4 本契約において「専用実施権等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権
 - 二 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権
 - 三 種苗法に規定する専用利用権
 - 四 第1項第2号ロに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利
 - 五 プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に使用をする権利
 - 六 第1項第2号ニに規定する権利に係るノウハウについて独占的に使用をする権利
- 5 本契約において「通常実施権等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 特許法に規定する通常実施権、実用新案法に規定する通常実施権、意匠法に規定する通常実施権及び商標法に規定する通常使用権
 - 二 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する通常利用権
 - 三 種苗法に規定する通常利用権
 - 四 第1項第2号ロに規定する権利の対象となるものについて実施をする権利
 - 五 プログラム等の著作物に係る著作権について使用をする権利
 - 六 第1項第2号ニに規定する権利に係るノウハウについて使用をする権利
- 6 本契約において「研究担当者」とは、本契約に基づく受託研究に従事する甲に属する次条に掲げる者及び本契約第5条第2項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、次条及び本契約第5条第2項記載以外の者であって本契約に基づく受託研究に協力する者をいう。

(受託研究の題目等)

第2条 甲は、次の受託研究（以下「本受託研究」という。）を乙の委託により実施するものとする。

- (1) 研究題目
- (2) 研究目的及び内容
- (3) 研究担当者
- (4) 研究に要する経費 円（消費税額及び地方消費税額を含む）
うち直接経費 円
うち間接経費 円
- (5) 研究期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日までとする
- (6) 提供物品
- (7) 研究場所
- (8) その他

(研究成果の報告)

第3条 甲は、本受託研究が完了した日の翌日から起算して○○日以内に、研究成果報告書を乙に提出するものとする。

(ノウハウの指定)

第4条 甲及び乙は、ノウハウに該当するものについて、甲乙協議の上、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本受託研究完了の日の翌日から起算して〇年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(研究の遂行)

第5条 甲は、本受託研究を自己の責任において行うこととし、その実施に当たり被った損害については乙に対して賠償を請求しない。ただし、乙の提供物品に、瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は甲の損害を賠償するものとする。

2 甲は、甲に属する者を新たに本受託研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

(再委託)

第6条 甲は書面による事前の乙の承諾なしに、受託研究の再委託等本契約に基づく権利及び義務を、第三者に承継させてはならない。

(研究経費の支払)

第7条 乙は、第2条の研究に要する経費（以下「研究経費」という。）を国立大学法人岡山大学長の発する請求書により、当該請求書に定める支払期限までに支払わなければならない。

2 乙は所定の支払期限までに前項の研究経費を支払わないときは、支払期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未払額に年5%の割合で計算した延滞金を付加して支払わなければならない。

(経理)

第8条 前条の研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第9条 研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(提供物品の搬入等)

第10条 第2条の提供物品の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

2 甲は第2条の規定により乙から受け入れた提供物品について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあた

らなければならない。

(受託研究の中止又は期間の延長)

第 11 条 天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本受託研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

(提供物品の返還)

第 12 条 甲は、本受託研究を完了し、又は中止したときは、第 2 条の提供物品を研究完了又は中止の時点の状態乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(研究経費の返還)

第 13 条 本受託研究を完了し、又は第 11 条の規定により本受託研究を中止する場合において、第 7 条第 1 項の規定により納入された研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求することができる。

(研究経費が不足した場合の処置)

第 14 条 甲は、納入された研究経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに理由等を付して乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

(知的財産権の帰属)

第 15 条 本受託研究の結果生じた知的財産権は、甲の単独保有とする。

2 前項の知的財産権が甲に帰属した場合には、甲は乙に対してこれを無償で実施させ又は譲渡することはできない。

(持分の譲渡等)

第 16 条 甲は、甲単独保有の知的財産権を乙に譲渡又は専用実施権等の設定ができるものとし、別に定める譲渡契約又は専用実施権等設定契約により、これを行うものとする。

(優先的实施)

第 17 条 甲は、甲単独保有の知的財産権を自ら実施せず、かつ、乙又は乙の指定する者から優先的に実施したい旨の申出があった場合には、当該知的財産権を出願等したときから優先的に実施させることができる。なお、実施許諾の期間及び対価等については、甲乙協議の上定めるものとする。

2 甲は、乙又は乙の指定する者から前項に規定する優先的实施の期間（以下「優先的实施期間」という。）を更新したい旨の申し出があった場合には、優先的实施期間の更新をすることができる。この場合、更新する期間については、甲乙協議の上定めるものとする。

(乙又は乙の指定する者から「独占的实施権等」の希望があり、支障がないと認めた場合は、「優先的」を「独占的(実施権等)」に置き換えることができる。)

(第三者に対する実施の許諾)

第 18 条 甲は、乙又は乙の指定する者が、甲単独保有の知的財産権を前条に規定する優先的実施期間中その第○年次以降において正当な理由なく実施しないときは、乙及び乙の指定する者の意見を聴取の上、乙及び乙の指定する者以外の者(以下「第三者」という。)に対し当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

(実施料)

第 19 条 甲単独保有の知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

(管理費用等)

第 20 条 甲単独保有の知的財産権について、乙又は乙の指定する者が独占的实施権等を希望し甲がこれに応ずる場合、乙又は乙の指定する者は当該知的財産権について、当該独占的实施権を有する期間において発生する当該知的財産権の管理費用の全額を負担するものとする。

(情報の開示)

第 21 条 乙は、本受託研究に関して乙の有する情報・知識等を甲の本受託研究遂行に必要な範囲において甲に開示するものとする。

(秘密の保持)

第 22 条 甲及び乙は、本受託研究の実施に当たり、相手方より開示を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、第 2 条の研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次の各号いずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
- 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- 六 書面により事前に相手方の同意を得た情報

2 甲は、相手方より開示を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を本受託研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合及び前項第 1 号から第 5 号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- 3 前2項の有効期間は、第2条の本受託研究開始の日から研究完了後又は研究中止後〇年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究成果の公表)

- 第23条 甲及び乙は、本受託研究完了（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の日の翌日から起算し〇ヶ月以降、本受託研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果）について、第24条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。
- 2 前項の場合、甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の〇〇日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本受託研究の結果得られたものであることを明示することができる。
 - 3 通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは当該通知受理後〇〇日以内に開示、発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。
 - 4 第2項の通知しなければならない期間は、本受託研究完了の日の翌日から起算して〇年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究協力者の参加及び協力)

- 第24条 甲乙のいずれかが、本受託研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本受託研究に参加させることができる。
- 2 研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「当該当事者」という。）は、研究協力者となる者に本契約を遵守させなければならない。
 - 3 当該当事者は、研究協力者となる者に本契約を遵守させることができるよう及び研究協力者が相手方に損害を与えた場合には、当該研究協力者にその損害の賠償を請求することができるよう、その取扱いを別に定めておくものとする。
 - 4 研究協力者が本受託研究の結果、発明等を行った場合の取扱いについては、甲乙別途協議の上、定めるものとする。

(成果有体物の取扱い)

第 25 条 本受託研究の実施に伴い生じた成果有体物（研究の際に創作又は取得された試薬、試料、実験動物、試作品、モデル品、化学物質、菌株等で学術的・財産的価値を有するものをいう。以下同じ。）は、甲の単独所有とする。

2 甲は、甲単独所有の成果有体物を乙に譲渡できるものとし、別に定める成果有体物売買契約により、これを行うものとする。

(著作者人格権)

第 26 条 甲は、本受託研究に基づきプログラム等の著作物が得られた場合、著作権法第 15 条に規定する職務著作にあたらぬ場合は、当該著作物を創作した研究担当者及び研究協力者に対し、同法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する著作者人格権を行使しないよう義務付けるものとする。

(契約の解除)

第 27 条 甲は、乙が研究経費を所定の支払期限までに支払わないときは、本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後○日以内には是正されないときは本契約を解除することができるものとする。

- 一 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為があったとき
- 二 相手方が本契約に違反したとき

(損害賠償)

第 28 条 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲、乙、研究担当者又は研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(契約の有効期間)

第 29 条 本契約の有効期間は、第 2 条に定める期間とする。

2 本契約の失効後も、第 3 条及び第 4 条、第 12 条及び第 13 条、第 15 条から第 26 条、第 28 条及び第 31 条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第 30 条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(裁判管轄)

第 31 条 本契約に関する訴えについては、専属管轄の定めに該当する場合を除き、岡山地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上それぞれ 1 通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 岡山市北区津島中一丁目 1 番 1 号
国立大学法人岡山大学
学長 ○ ○ ○ ○

(乙) 住所